

○厚生労働省告示第二百九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次の表のように改正し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成三十年四月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

別表		改正後			
(略)	補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金	(略)			
(略)					

別表		改正前			
(略)	補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金 (新設)	(略)			
(略)					